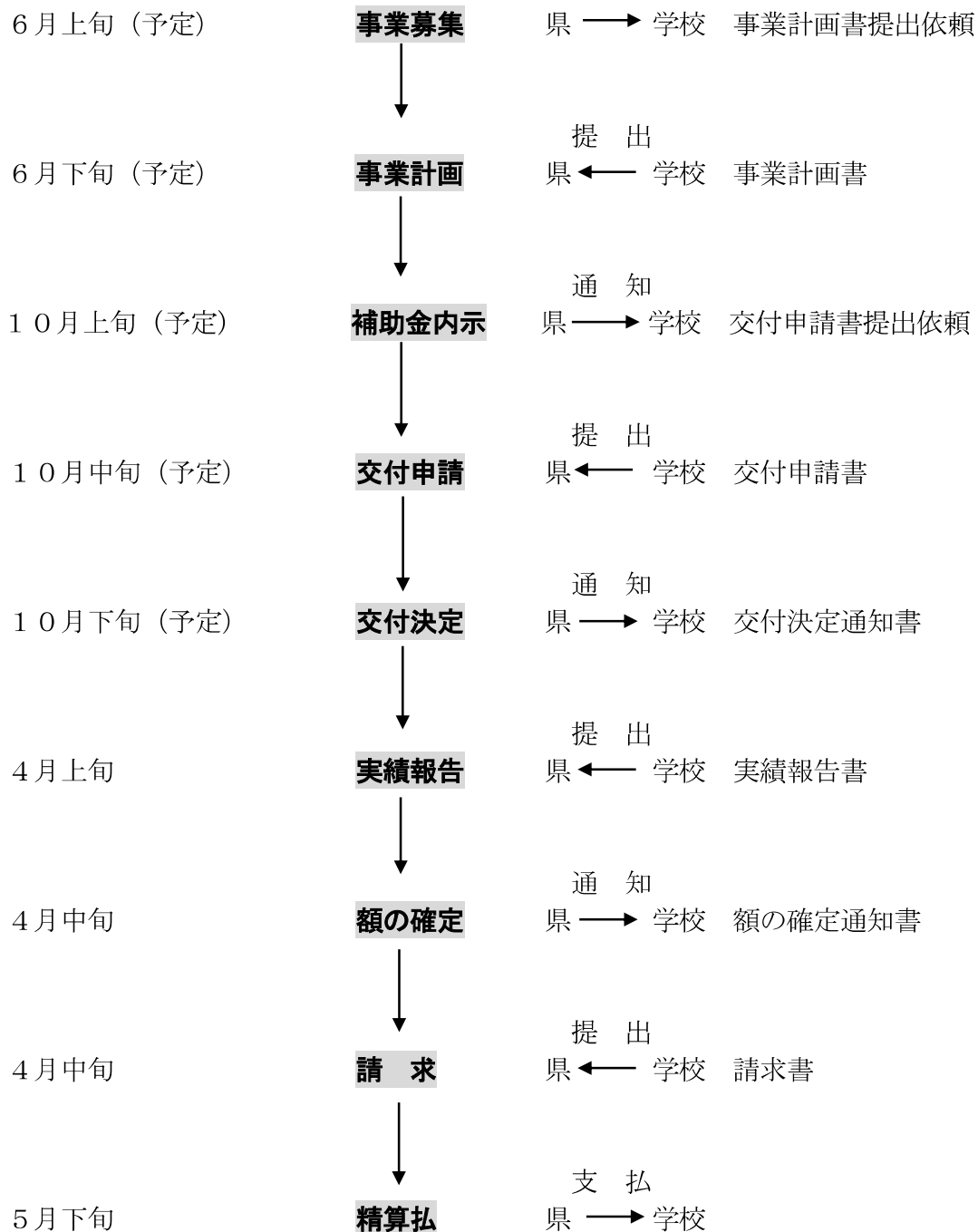


令和5年度愛知県私立幼稚園教育支援体制整備事業費補助金事業日程

※6月に募集があった場合



※上記スケジュールは、令和4年度のスケジュールを基にした暫定のものです。
 当補助金は、国の補助金を財源として実施するため、国からの通知により、
 スケジュールが前後することがあります。

4 学振第 1 7 4 8 号
令和 5 年 2 月 1 0 日

各私立幼稚園設置者 様

愛知県県民文化局
県民生活部学事振興課長

令和 4 年度私立幼稚園教育支援体制整備事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策・2 月分）の募集について（照会）

このことについて、標記補助金の申請を希望する場合は、下記により関係書類を提出してください。

なお、今回は交付可能額の提示（内定）は省略し、交付決定を行います。
また、本補助金の申請を希望されない場合は、提出の必要はありません。

記

1 提出書類

- (1) 事業計画書【コロナ・2 月募集分】
- (2) 交付申請書（様式第 1 号）【コロナ・2 月募集分】
- (3) 確認書

2 提出期限及び提出方法

令和 5 年 2 月 2 0 日（月）までにメールで提出

※国照会期限の都合上、照会期間が短く申し訳ありませんが、提出期限は厳守いただきますようお願いいたします。（期限以降の提出は一切受け付けられませんのでご注意ください）。

3 提出先

アドレス：shigaku@pref.aichi.lg.jp

※件名を「【法人名】教育支援体制整備事業費補助金（コロナ対策）提出」としてください。

4 留意事項

- (1) 事業の概要については、別添を参照してください。特に、補助対象経費と補助対象期間については十分注意してください（補助対象期間内に支払いが完了できる経費のみ対象としてください）。

- (2) 「事業計画書【コロナ・2月募集分】」及び「交付申請書（様式第1号）【コロナ・2月募集分】」の様式中の記載例及び記載要領をご確認ください。
- (3) 予算の範囲内での交付決定となりますので、申請の状況によっては、交付希望額どおりの採択とならない可能性があります。
- (4) 本補助金の補助対象事業費（補助金額ではない）は、経常費補助金はじめ他の補助金の補助対象になりません。

担 当 県民生活部学事振興課
私学振興室助成グループ（矢子）
電 話 052-954-6187
FAX 052-971-9889
メール shigaku@pref.aichi.lg.jp

令和4年度私立幼稚園教育支援体制整備事業費補助金（新型コロナウイルス感染症対策・2月分）について

1 事業内容

(1) 補助対象経費

①「保健衛生用品」の対象について

新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が発生した幼稚園が、感染症対策の徹底を図りながら保育を継続するために必要となる経費（消毒作業に必要なもの等）、保健衛生用品（子供・教職員用マスク、透明マスク、消毒液、ペーパータオル等、継続的に必要となる消耗品及び空気清浄機、体温計、CO₂ モニター等の備品）

②「かかり増し経費」の対象について

新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が発生した幼稚園が、感染症対策の徹底を図りながら保育を継続することに伴う業務量の増に係る経費を対象とします。手当などの人件費については、預かり保育を実施した場合に係る経費に限りますのでご留意ください。

<「かかり増し経費」の例>

- ・子どもの居場所確保の観点から預かり保育に関して教職員が業務時間外に行う消毒等に要する経費等（通常想定していない感染症対策の業務への手当も含む）
- ・消毒・清掃作業等の外部委託費
- ・家庭訪問等実施のための交通費
- ・家庭との連絡や保護者等からの問い合わせ対応のため、電話機等のリース料や増加した分の通信費
- ・臨時休業中や分散登園等により作成する家庭用動画や教材等に要する経費
- ・感染症対策の研修受講等に要する経費
- ・感染症対策を徹底するために必要不可欠な検査費

(2) 補助対象者

私立幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）の設置者

(3) 補助対象期間

事業着手（購入や契約等）：令和4年12月1日から

事業完了（引渡し・支払い）：令和5年3月31日まで

(4) 補助基準額

施設の認可定員規模に応じた額を上限額とします。

- ・認可定員19人以下1施設当たり300千円
- ・認可定員20人以上59人以下1施設当たり400千円
- ・認可定員60人以上1施設当たり500千円

(5) 補助率

10 / 10 以内 (千円未満切り捨て)

※予算の範囲内での交付決定となりますので、申請の状況によっては、交付希望額どおりの採択とならない可能性があります。

(6) 今後の必要書類

(原則、経常費補助金における証拠書類と同様のものを揃えておくこと)

・領収書又は口座振込金受取書

(1件10万円以上の場合、下記の書類も用意すること)

・見積書、合見積書又は業者選定理由書

(7) 補助金の支払い時期

事業実施年度の翌年5月末(予定)

4 学振第 1 7 4 8 号
令和 5 年 2 月 1 0 日

各学校法人立幼稚園設置者 様

愛知県県民文化局
県民生活部学事振興課長

令和 4 年度私立幼稚園教育支援体制整備事業費補助金（園務改善のための ICT 化支援・2 月分）の募集について（照会）

このことについて、標記補助金の申請を希望する場合は、下記により関係書類を提出してください。

なお、今回は交付可能額の提示（内定）は省略し、交付決定を行います。
また、本補助金の申請を希望されない場合は、提出の必要はありません。

記

1 提出書類

- (ア) 事業計画書（国様式）【ICT・2 月募集分】
- (イ) 事業計画書（様式第 2 号）【ICT・2 月募集分】
- (ウ) 二者以上の見積書の写し
- (エ) 購入物品の価格等が確認できるカタログ等の写し（必要部分を A 4 判にコピー）
- (オ) 交付申請書（様式第 1 号）【ICT・2 月募集分】

2 提出期限及び提出方法

- (ア) … 令和 5 年 2 月 2 0 日（月）までにメールで提出
- (ア) 以外… 令和 5 年 2 月 2 0 日（月）までに郵送で提出

※国照会期限の都合上、照会期間が短く申し訳ありませんが、提出期限は厳守いただきますようお願いいたします（期限以降の提出は一切受け付けられませんのでご注意ください）。

3 提出先

- ・アドレス：shigaku@pref.aichi.lg.jp
※件名を「【法人名】教育支援体制整備事業費補助金（ICT）提出」としてください。
- ・郵送：〒460-8501 【住所記載不要】
愛知県県民文化局県民生活部学事振興課私学振興室
助成グループ 宛て

4 留意事項

- (1) 事業の概要については、別添を参照してください。特に、補助対象経費と補助対象期間については十分注意してください（補助対象期間内に支払いが完了できる経費のみ対象としてください）。
- (2) 「事業計画書（様式第2号）及び（国様式）【ICT・2月募集分】」及び「交付申請書（様式第1号）【ICT・2月募集分】」の様式中の記載例及び記載要領をご確認ください。
- (3) 予算の範囲内での内定となりますので、申請の状況によっては、交付希望額どおりの採択とならない可能性があります。
- (4) 本補助金の補助対象事業費（補助金額ではない）は、経常費補助金はじめ他の補助金の補助対象になりません。
- (5) 見積書の提出の際は、**同じ仕様・要件**で二者以上ご提出ください。比較可能な仕様・要件が他社にない場合は、その仕様・要件が必要である合理的な理由であることを説明する業者選定理由書の提出が必要です。
- (6) カタログ等の提出の際は、**該当ページに付せん**を付け、**該当のシステムの機能や導入機器にマーカー**をするなど該当箇所を明示してください。
- (7) 県へ提出する書類は、すべて幼稚園の控え（写）を残してください。
- (8) 書類は、A4又はA3でご提出ください。（Bサイズ等のものは、Aサイズの白紙等に糊付けしてください）

担 当 県民生活部学事振興課
私学振興室助成グループ（矢子）
電 話 052-954-6187
FAX 052-971-9889
メール shigaku@pref.aichi.lg.jp

令和4年度私立幼稚園教育支援体制整備事業費事業費補助金
(園務改善のためのICT化支援・2月分)について

※本募集は、園務改善及び幼児教育の質の向上を目的としたICT化の促進を行うために募集するものです。安全対策を目的としたICT機器の整備については、別途募集中の「学校安全特別対策事業」へ申請願います。

1 事業内容

(1) 補助対象事業

幼稚園教職員の事務負担軽減を図るための支援システムの導入及びICT環境の整備に必要な経費を対象とします。

＜対象となる事業の例＞

- ・指導要録等の書類作成業務を効率化するシステムの導入
- ・預かり保育や幼児教育・保育の無償化に係る事務のICT化
- ・教員研修や保育参観、小学校との交流事業等をオンラインで行うためのICT環境整備
- ・保育動画の配信を行うためのICT環境整備

(2) 補助対象経費

上記の整備事業を行うために必要となる、情報システムの導入費、改修費、端末や備品等の購入費、リース料、保守費、端末設置や通信環境整備にかかる工事費、通信費等を対象とします。

＜留意点＞

- ・リース料、保守費は申請年度にかかる費用のみを対象とし、既に導入済のシステムや端末等にかかる費用は対象外です。
- ・園務改善に資するICT化に当たり最低限必要となるパソコン・タブレット等の備品、附属品や消耗品の購入費（運搬費・調整費等の附帯経費は除く）も対象とします。
- ・令和3年度補正予算繰越分及び令和4年度当初予算に引き続き、パソコン・タブレット等の備品のみでも交付対象としますが、具体的な使用目的や必要性があり、園務改善や教育の質の向上に資することが説明できる経費に限ります。
- ・Wi-Fiルーター設置等の通信環境の整備にかかる経費も対象ですが、大規模な改修工事を伴わないものに限りします。

(3) 補助対象者

学校法人

(4) 補助対象期間

事業着手（購入や契約等） : 令和4年12月1日から

事業完了（引渡し・支払い） : 令和5年3月31日まで

(5) 補助基準額

1施設あたり 1,000千円

※同一の事業や同一の経費を切り分けて、過去の募集と今回の募集の両方に申請することはできませんので、注意してください。

たとえば、1式200万円でシステムを導入し、100万円を令和4年8月募集で申請し、残りの100万円を令和5年2月募集（今回）で申請することはできません。

(6) 補助率

3/4以内（千円未満切り捨て）

※予算の範囲内での交付決定となりますので、申請の状況によっては、交付希望額どおりの採択とならない可能性があります。

(7) 補助金の支払い時期

事業実施年度の翌年5月末（予定）

4学振第487号
令和4年6月 日

各学校法人立幼稚園設置者 様

愛知県民文化局
県民生活部学事振興課長
(公印省略)

令和4年度私立幼稚園教育支援体制整備事業費補助金（遊具等環境整備事業）の募集について（照会）

このことについて、標記補助金の申請を希望する場合は、参考資料を参照のうえ、下記により関係書類を提出してください。

今回の募集は「遊具等環境整備事業」のうち遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備に関するものです。

また、本補助金の申請を希望されない場合は、提出の必要はありません。

記

1 提出書類

- (1) 教育支援体制整備事業費補助金事業計画書（様式第2号）
- (2) 二者以上の見積書の写し
- (3) 購入物品の価格等が確認できるカタログ等の写し（必要部分をA4判にコピー）

2 提出期限及び提出方法

- (1) … 令和4年6月17日（金）までにメールで提出
- (2) 及び (3) … 令和4年6月17日（金）までに郵送又はメールで提出

※国照会期限の都合上、照会期間が短く申し訳ありませんが、提出期限は厳守いただきますようお願いいたします（期限以降の提出は一切受け付けられませんのでご注意ください）。

3 提出先

- ・メール：shigaku@pref.aichi.lg.jp

※件名と提出するデータのファイル名に法人名を入れてください。

（例：件名「【学校法人〇〇】教育支援体制整備事業費補助金（遊具等）計画書（提出）」、ファイル名「【学校法人〇〇】様式第2号」）

- ・郵送：〒460-8501 【住所記載不要】

愛知県民文化局県民生活部学事振興課私学振興室助成グループ 宛て

※封筒に「教育支援体制整備事業費補助金（遊具等）関係書類在中」と記入してください。

4 留意事項

- (1) 別途、4月に照会をした「新型コロナウイルス感染症対策」、「園務改善のためのICT化支援」において提出していただいている事業と重複しないようご注意ください。
- (2) 事業の概要については、別添を参照してください。特に、補助対象経費と補助対象期間については十分注意してください（補助対象期間内に支払いが完了できる経費のみ対象としてください）。
- (3) 事業計画書（様式第2号）の様式中の記載例をご確認ください。
- (4) 見積書の提出の際は、同じ仕様・要件で二者以上ご提出ください。比較可能な仕様・要件が他社にない場合は、その仕様・要件が必要である合理的な理由であることを説明する業者選定理由書の提出が必要です。
- (5) カタログ等の提出の際は、該当ページに付せんを付け、該当の遊具等にマーカーをするなど該当箇所を明示してください。
- (6) 県へ提出する書類は、すべて幼稚園の控え（写）を残してください。
- (7) 書類は、A4又はA3でご提出ください（Bサイズ等のものは、Aサイズの白紙等に糊付けしてください）。
- (8) 本補助金の補助対象事業費（補助金額ではない）は、経常費補助金をはじめ他の補助金の補助対象とはなりません。

| | |
|------|--------------------------|
| 担 当 | 私学振興室助成グループ (矢子) |
| 電 話 | 052-954-6187 |
| ファクシ | 052-971-9889 |
| メール | shigaku@pref.aichi.lg.jp |

令和4年度私立幼稚園教育支援体制整備事業費補助金（遊具等環境整備事業） について

1 事業内容

(1) 補助対象経費

遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の教育の質の向上に必要な設備整備に要する経費（概ね1週間程度で消耗する物品や個人の所要に係る物品を除く）のうち、以下のものに限る。

- ・ 1台につき50万円以上の遊具
- ・ 1式の購入につき10万円以上の運動用具・教具・保健衛生用品

※「1式の購入」について、セット販売ではないもの（単品）の足し上げでの10万円以上とするのは対象外。ただし、マスク、消毒液、ハンドソープ等の日々の活動において継続的に必要なものに限り、複数物品を購入し、足し上げた場合でも対象となる。

※運動用具・教具・保健衛生用品の品類を超えて合算することはできない。

補助対象外となる遊具等の考え方

- 1 屋外教育環境整備で対象としているアスレチック遊具、野外ステージ等の整備。設備の整備に当たり要する地ならし等の工事経費、既存設備の撤去費用等。
- 2 大型遊具、砂場、園庭の芝生化など施設整備に当たるもの（埋め込み式のエアコンなど園舎等に固着するようなものは対象外。組立式プールや砂場を囲うブロックなど、設置後も移動させられるようなものは対象）
- 3 大規模な工事を伴うもの（一つの遊具で500万円以上のもの、設置に1週間以上かかるものは総合的に判断）
- 4 整備した物品のシステム更新料や維持費（設備としての初期投資のみが対象）、運搬費（運賃、送料）等
- 5 園児が使用しないもの（職員が使用する机、いす、コピー機、掃除機、洗濯機、乾燥機、レンジ、芝刈り機等）
- 6 本箱、ロッカー、道具入れ、
- 7 防犯設備（自動警報装置等）、災害用品（備蓄品セット、避難用マット等）
- 8 園バス

※ **国の依頼文及びQ&A**も参考にしてください。

(2) 補助対象者

学校法人又は社会福祉法人（社会福祉法人にあっては、幼保連携型認定こども園を設置する場合に限る）

(3) 補助対象期間

事業着手（購入や契約等） : 令和4年4月1日から

事業完了（引渡し・支払い） : 令和5年3月31日まで

(4) 補助基準額

遊具等環境整備 : 1施設あたり 2,000千円

(5) 補助率

① 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園 1/2

② 令和5年度から幼保連携型認定こども園または
幼稚園型認定こども園に移行する園 1/2

③ 幼稚園 1/3

※ 補助金額の上限

① 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園 1,000千円

② 令和5年度から幼保連携型認定こども園または
幼稚園型認定こども園に移行する園 1,000千円

③ 幼稚園 666千円

(6) 補助金の計算

千円未満切り捨て

(7) 補助金の支払い時期

事業実施年度の翌年5月末（予定）

2 留意事項

(1) 応募多数の場合は、補助金額に圧縮がかかり、補助率どおりの補助金額とならない可能性があります（国の内定は9月ごろを予定）。

(2) 私立学校施設整備費補助金と異なり、当該年度内の事業であれば、内定通知前の事業着手も可とする（国の内定は9月ごろを予定）。